

令和7年度 第3回
府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

令和7年度第3回府中市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和7年12月25日(木) 午後1時30分～午後2時20分

2 場 所 府中市役所おもや4階第1特別会議室

3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	榎本 成子	×
	佐藤 俊浩	○
	藤見 義彦	○
	白信 康	○
	石坂 政太郎	×
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	小林 哲也	○
	中村 公彦	○
	山本 純一	×
	黒米 俊哉	○
	赤松 利光	○
公益を代表する委員	渡辺 しょう	○
	高津 みどり	×
	手塚 としひさ	○
	田中 亜衣子	×
	大柳 敏浩	○
被用者保険等保険者を代表する委員	馬場 隆之	○
	安田 泰三	×

(2) 事務局

職	氏名
市民部長	前澤 恵介
市民部保険年金課長	平井 雅士
市民部納税課長	青木葉 一幸
市民部保険年金課長補佐	黒木 俊二
市民部納税課長補佐	小暮 淳史
市民部保険年金課給付係長	渡邊 信行
市民部保険年金課保険税係長	村田 憲洋
市民部納税課滞納対策係長	宇田 泰平
市民部保険年金課事務職員	伊藤 沙織

4 傍聴者 1人

令和7年度第3回府中市国民健康保険運営協議会

(令和7年12月25日開催)

会議録(要点筆記)

[各委員着席]

給付係長： 定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第3回府中市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

皆様にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

給付係長が配布資料の確認を行った。

それでは本日の議事について手塚会長よろしくお願ひいたします。

会 長： 皆様こんにちは、早速で恐れ入りますが、議事日程に基づき、はじめたいと思います。

はじめに、本日の委員の出欠状況ですが、榎本委員、石坂委員、田中委員、山本委員、高津委員及び安田委員につきましては、本日欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたしますとともに、出席が委員定数の2分の1を超えておりますので、本協議会は有効に成立しております。

次に、本日の会議の傍聴希望者ですが、1人の傍聴希望者がいらっしゃいますので、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則に基づき、傍聴を承認してよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは、傍聴希望の方は、お入りください。

それでは、日程第1の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議終了後、その会議録を作成するに当たり内容確認

及び署名をしていただくこととなります。

指名は会議ごとに行い、その順番は慣例として委員名簿の選出区分の記載順としておりますので、今回の会議録署名委員には、

被保険者を代表する委員から藤見委員、

保険医又は保険薬剤師を代表する委員から中村委員、

公益を代表する委員から大柳委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議がないようですので、各委員に、本日の会議の会議録署名委員をお願いいたします。

続きまして、日程第2の「国民健康保険税率等のあり方について（市長からの諮問に係る審議）」を議題といたします。

本日は、前回の本協議会で説明のあった国民健康保険税率の改定案につきまして、皆様からご意見をいただき、来月開催予定の第4回運協にて答申案の取りまとめを行う予定です。

始めに、今回ご出席の委員の方の中で前回欠席されていた方も、いらっしゃいますので、事務局から改めて概略説明をお願いします。

保険年金課長補佐が資料の説明を行った。

会長： ありがとうございます。続きまして、赤字解消に向けた税率改定等の議論を始める前に、事前にいただきました質問について、事務局より説明をお願いいたします。

保険年金課長補佐： それでは、事前にいただいたご質問が4件ございましたので、こちらをこの場で紹介させていただきます。

受付順にご紹介させていただきます。

まず初めにご質問があった内容としまして、適正な課税および収納率向上

の取り組みについてお伺いしますが、国民健康保険事業費納付金の原資となる保険税の課税とその基となる資格管理を適正に行うよう努めるとともに、現年課税分の徴収強化、滞納繰越分の圧縮、財産調査による徴収強化を行い、更なる収納率の向上を図ると記載されていますが、今までにも実施されているとは思いますが、具体的に実施手段の内容をご教示願えませんでしょうかというご質問をいただきました。

こちらの回答としましては、適正な資格管理につきましては、社会保険等に加入後も国民健康保険を脱退していないと見込まれる方には、脱退を促す調査を行い、調査を行っても手続きをされない方については職権で資格喪失処理を行っております。

また、現年課税分については、納期限翌月の督促状の発送それ以降に伴うSMS、ショートメッセージサービスや文書による催告により自主納付を促すとともに、納付が困難な方を相談へと繋げています。

また、滞納繰越分については、文書による催告と並行して、財産調査を行い、財産があるにも関わらず納付も相談もいただけない方については、やむを得ず差し押さえにより徴収を図っております。

次に2点目ですが、資料2および資料2-2についてですが、税率等の推移の表、左側と右側について表の見方がよくわからないので詳細に説明をお願いいたします。

令和16年度マイナス955万782円とありますが、こちらはその金額が黒字計上となり、赤字を解消するということですかというご質問をいただいております。

こちらの回答につきましては、右側の表は現行の府中市国保財政健全化計画に基づいた税率の推移を表したもので今回、税率等の見直しを諮問させていただいており、それに伴い計画にも変更が生じます。変更後の表が左側の表になります。

資料2が2年に一度改定する場合、資料2-2が毎年改定する場合として策定しておりますが、今回の見直しは2年に一度改定する案で諮問をさせていただいております。

令和16年度マイナス955万782円の記載につきましてはお見込みの

とおり令和16年度955万782円の黒字計上となり、赤字を解消する見込みで積算をしております。こちらは資料2および資料2-2のいずれも同様となります。

続きまして3点目で、質問内容が、緩やかな変化が参考資料となっている背景には、毎年税率改定することのデメリットが大きいことがありますか。

回答としましては、毎年改定の場合、年度ごとに税率が異なることによる混乱や、毎年上がるという心理的負担を考慮し、2年ごとの改定とし、その時々状況に応じて随時計画を見直しながら対応をしていきたいと考えております。

最後に4点目のご質問でして、医科レセプトの最終査定率を教えてください。可能なら他市との比較をお願いいたしますとご質問いただいております。

回答としましては、審査支払機関によって減額不支給になった額の割合はわかりません。保険者で実施している令和6年度レセプト内容点検被保険者1人当たり財政効果額については把握しておりますので、そちらの内容でお答えさせていただきます。

こちらは医科以外も込みとなってしまいますが効果額は480円となっております。都内多摩30市町村中、22位となっております。

なお、本市においては、内容点検を業者に委託して実施しており、算定点数誤りや検査の必要性、検査回数等診療内容に疑義がないか確認をしております。また、職員でも給付誤り等がないかを確認している状況でございます。

以上が事前にいただいたご質問の内容となっております。

会長： ありがとうございます。ただいまの説明を含めまして、改めて、ご出席の委員の皆様から、ご不明な点や質問等ございましたら、お受けしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、質問等も特にないようですので、委員の皆様一人一人のご意見

をお聞かせいただく場といたします。

始めに、本日、ご欠席の委員のうち、事前にご意見をいただいた委員について、事務局より紹介をお願いします。

保険年金課長補佐： 事前にいただいた委員からの意見としましては、個別に1人1人の紹介は差し控えさせていただきますが、3名からご意見をいただいております、その内2名が税率の改定について事務局案に概ね賛成というご意見をいただいております。

残りの1名については事務局案については反対というご意見をいただいております。

意見については以上でございます。

会長： ありがとうございます。

続きまして、本協議会の委員名簿順に委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。なお、ご発言の際には、事務局案に対する賛否を明確にした上で、お一人おおむね3分以内でお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

委員： 国民健康保険税等のあり方につきましては、資料2の2年ごとの改正に賛成いたします。

冒頭にもお話ありましたとおり、引き上げる一方で、支出を抑えるべく、医療費削減に向けての推進をお願いしたいと存じます。

それから、マイナ保険証の導入が12月2日から始まりましたが、これが医療費削減に繋がるのであれば、我々被保険者もマイナ保険証を積極的に利用し、支出削減に協力していくべきだと存じます。

国民健康保険制度全体に対する意見を述べさせていただきたいと存じます。

後期高齢者医療保険制度につきましては、本当に医療を必要としている方が受けていただけるような制度改正および収支の財政改善も推進していただきたいと存じます。

それから会社員や公務員等の給与所得者の社会保険制度につきましては、

労使折半であるため、財政については比較的余裕があるのではないかと想像されます。

国民健康保険の被保険者、社会保険の被保険者とも、病気の傾向や病気になる確率にさほど違いはないと存じます。国民健康保険の利用者は、ほぼ全部の所得に対して保険料が算出されているのに対し、会社員や公務員は給与収入のみで保険料を算出しており不公平感が否めません。

また、資料1府中市の国民健康保険についての中で赤字補填を行うことは、給付と負担の関係が不明確となる他、被保険者以外の住民にも負担を強いることになるためとのご意見がございました。ここで言う被保険者以外の住民とは、社会保険の健康保険被保険者を指していると解釈いたしました。社会保険の健康保険制度も、被保険者のみが負担しているのではなく、使用者も2分の1を負担しております。使用者負担の健康保険は、使用者が提供する物やサービスに転化されておりますので、使用者負担分についても我々が負担をしているという点で、何ら変わりはないと存じます。

昨今働き方は多様化しております。この傾向はさらに進むと想定されます。

そこで、後期高齢者医療保険のように、年齢別での医療制度に統合していくことを含めて、健康保険制度全体の見直しを検討すべき時期に来ていると存じます。

以上です。長文失礼しました。

会 長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

委 員： まず資料2の改定案ですね、こちらの方には私も賛成いたします。

当初は2 - 2で徐々にとは思ったんですけども、やはり事務局からの説明もありましたとおりですね、その年々で徐々に上がってくると毎年上がるという負担感も市民に与えますし、そういった意味でやはり2年に1回の見直しでよろしいかなというところです。

前回いただいた資料では、社会情勢等についてですね、現状ではかなり物価が上がっているとかですね、あと暮らし向きについての調査なんかでもあ

まりゆとりがないというがあるので、いきなり2年に1回、しかもこのパーセントでとも思ったんですけれども、総合的に資料2の方に賛成いたします。

この制度全般に関わることだと思うんですけれども、やはりあの被用者保険ですね、健康保険組合とか協会けんぽ、協会けんぽはそう大したことはないんですけれども、特に組合健保なんかですと、かなりですね高額療養費なんかに関しましても賦課金のメリットがありますね。ですから、家族とかですね、周りに組合健保なんかに入ってる方がいらっしゃると、法律どおりには高額療養費をやってると思うんですけれども、やっぱり組合健保なんかには比べると結構見劣りはするかなという部分と、それから一番ですね、国民健康保険ですね、この制度の問題なんですけれども、やっぱり休んでいるときの保障がないというのが大きなあの被用者の組合健保なんかには比べるとですね、大きいかなと。

個人事業主でも従業員雇ってささやかにですね、事業やってる方も結構いらっしゃいますので、コロナだけではなくてですね、これからインフルエンザの時期でもありますので、1週間や10日ぐらい仕事休んじゃうと結構痛手で、そのときにそういった保障があるもの、要は組合健保なんかの傷病手当金ですね、こちらみたいなものも今後ちょっと見直していただければなど。そうすれば保険料が上がっても説得力があるのではないかというふうに思います。

以上です。

会 長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

委 員： 国民健康保険税率の改正案についてですね、2年ごとということ、両年度の比較ができるという観点においては賛成です。

また、税率の改定の数値についても赤字解消のためならやむを得ない点もあると思いますが、市民への影響を最小限に抑えて、将来世代に負担が回らないように考えられてのことなので現在の時点では、今回示されているとお

りで特に問題ないと考えています。

今回の国民健康保険税率改定の案について国民健康保険の安定的な運営の確保について、具体的な取り組みとしてですね、医療費適正化に基づいて様々な対策を推進されていると思いますが、前回の資料の保険制度の動向にも配慮されている事務の効率化やその他いろいろいくつか挙げられていますが、保険税率の見直しも一般会計からの法定外繰入金の解消を令和24年度を目指しているということなので、これらの具体的な施策の取り組みは、過去にも少しずつ、既に実施されてきた結果が、今までの数字になっているわけで、これらの国民健康保険の安定的な運営の確保の案がですね、令和24年度を目指していることであるならば、一般会計からの法定外繰入金の回収などどのくらいの現実味があるのかはちょっと私としてはまだ疑問に思っています。

また、制度構造上の問題でもある国民健康保険制度の赤字については、加入者の高齢化により今後ますます医療費水準が高まると考えられるのですが2040年、令和22年までに府中市の高齢化率30.8%に達すると予想されてまして、10人に3人が高齢者となる予想になっています。

それと人口減少と高齢者増加による1人当たりの医療費の増加など、財政運営を圧迫する大きな要因があるわけで将来的に期待できるのか、ちょっと疑問を持っています。

府中市は東京都内26市と比較して8位と1人当たりの所得は平均より高い一方で、1人当たりの保険税額が低く、法定外の一般会計からの繰入金が高い状況が続いているので1人当たりの税額を様子を見て、今以上に上げる方向でも考えてもいいのではないかと考えます。

最後に今まではどうだったかわかりませんが、国民健康保険の健全化の改正案について市民向けの公聴会などがあるのであれば、やったらいいかなと思います。以上です。

会 長： 貴重なご意見ありがとうございました。
改定案には賛成ということでよろしいですね。

委 員： はい。

会長： 税率等の改定は適当であるというご意見を賜りました。ありがとうございます。

委員： 私は一応国民健康保険税率の2年ごとの改定に賛成をさせていただきたいと思います。

ただし、社会情勢ですね、こちらの方で日銀のアンケートでは95%が物価高、それから国の施政では基礎控除等が引き上げられて、働き控えとともに、手取りの増加を図る観点からいろんな施策がされていらっしゃると思いますので、それに合わせた改定が今後必ず必要だと思います。

また高市総理がおっしゃってます給付付き税額控除など新たな施政が入りますことで、こちらの国保の状況がまた一転して変わってくると期待しております。

また中小企業の全国保険協会の方は12月23日ですかね、2026年度の平均保険料を0.1ポイントマイナスという形で発表になっておりますので、できればそんなような形で国保も下げられるような時代が来ればいいかなと思っております。

以上でございます。

会長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。

委員： 私も保険医としての立場でお話させていただきます。まず冒頭ありました改正案に関しては賛成であります。前の委員は経費等を細かく数字で挙げられたので、私は保険給付を受ける医療機関としての立場としてちょっと意見だけ述べさせていただきます。

先ほどですね委員の先生から、医療費をこれから削減できないかという案があったんですけども基本的にはこれ絶対無理だと思います。

なぜかという、日本人、人間ってそもそも何年生きると思われませんか。

これはもう医療とか薬学とか医療工学がなかった時代を考えればわかるん

です。大体60歳ぐらいですね、明治時代、江戸時代。ところが、今人生90年100年時代。その30年を、医療の給付、恩恵を受けずにして生きては人間はいられないんです。

ということは、これから超高齢化社会ではなくて超超高齢化社会になる日本、府中市は、医療なくしてはなかなか生存できませんので医療費削減はもう無理だと思ってるんですね。

といった今回のテーマにありました保険料に関しましては、ある程度限界がありますので、今おそらくですねいろいろな立場の方がいろいろなご意見されてますけど、10年後20年後はですね、これもうこれどころではないはずなんです。

じゃあどうするかっていうと、私の考えは結論は出ないというか、名案は出ないと思ってるんですね。

医療の立場で言うと、ここに前回お配りいただいた資料を見ても、レセプトの2次点検の強化みたいなことが書いてありますけれども、私達医療者っていうのはですね、いわゆるですね、今回診療報酬改正が6月にありますけれども、今回30年ぶりのプラス本体3%増ですけれども、実際それは潤沢に全く私達の経営に直結はしないです。

私達は極力今こういう状況です。社会の状況ですから窓口のご高齢の方々、極力医療費が少なくなるようにして医療を提供してます。いかに少ない医療で良い医療ができるかということだけを考えてやっておりますんで、私達の収入の9割はレセプト点数しかありませんので、全国一律の決まった点数でやっていますね、そこから今までどおり私は個人的には府中市の国保点検を全く厳しいとは思っていないんですが、過剰に医療を提供している医療従事者は誰もいないと思っておりますので、今までどおり普通に淡々とやっていただければいいなという私の願いです。

そんな中でどうやって医療保険をまわしていくかということ、これはですね、保険徴収にはある程度限界がある、とって、保健医療費を必要とする超高齢者これからどんどん膨れ上がるのみ、では府中市の国保医療の支出で一番大きいジャンルはですね、循環器と悪性疾患なんです。悪性疾患というのはですね、早期発見、早期治療が今できますので勝負が早いんですね。勝負が早いつてことはそこで医療費はもう止まるわけです。

ということはこれから循環器疾患がどんどんどんどん増えます。循環器と血管病がどんどん増えます。

ですので、これからの医療費の問題はですね、医療費を必要とする超高齢者の方の予防医療が私は重要だと思っています。その中で府中市医師会が始めた心不全事業とCKD事業、慢性腎臓病事業に対して、行政の方が協力していただいて本当にこの場をお借りして改めてお礼申し上げます。

ですので、これからはぜひですね、医療として私達専門家だと思っておりますのでぜひ行政の方はですね、私達の方にどんどん言い方悪いですが、アドバイスを求めているので、一緒にやっていただければですね、地域の医療の状況とか、生命の延長っていうのはですね、行政の方が音頭を取ると明らかにアウトカムが全然違ってくるって今言われてますので、ぜひそういうふうにしてやっていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いします。

以上です。

会長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

委員： 一応今回の改正案は、毎年ではなくて2年に1回上がるという方に大賛成というわけではありませんが、致し方なく賛成という形をとらせていただこうかと思えます。

意見といたしましては、皆さんが言ったのと大体同じようなことになると思いますけれども、国民健康保険というのは社会保険と比較すると、事業主が半額負担してくれるという扶養の概念がないので、全額個人負担になってしまいますので、どうしても割高感があるのは仕方がないのかと思われま

す。また、近年の加速度的な物価上昇を考えますと、これ以上上げるとギリギリで支払っている方が未納の方に回ってしまい、逆に支払う人が減ってしまうのではないかとちょっと危惧するところでございます。

さらに高額負担で支払っている方でもですね、65歳を超えると介護保険料も一気に上がってきますので、そちらはそちらで大変なのではないでしょう

か。近年国会議員の方の国保外しとか国保逃れみたいな事例もメディアで話題になったりもしていますので、あの方々も負担が重いと感じなければ、そんなこともしなかったのではないのでしょうかというあたりでございます。

以上でございます。

会 長： 貴重なご意見ありがとうございました。

やむを得ずということでございますが、「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

委 員： 私もこちらの2年に1回の改定の方に賛成になります。

やはり毎年改定ですと事務経費も毎年かかるので馬鹿にならないので、せめて2年に1回がいいと思います。

こちらの方の算定、国の方針で、実際に24年までに赤字解消ではなく、17年、7年前倒しでの赤字解消でこちらの増額の金額が倍近くに増えております。その分の負担というのは、やはり被保険者にとってはびっくりするぐらいの内容ではあると思うんですが、それはどうしてかということをしつかりと被保険者の方に説明の上で改定を飲んでほしいというふうに伝えて欲しいと思います。

また、今後、子ども・子育て支援金が来年から増えて、それも一番最初は年に3千円とありますが、多分どんどん増えていくと思うので、そちらの方の負担も今後、実際この令和17年で赤字解消ができるかどうかというのは、ちょっと不明に見えてきます。

ただ、なるべくこちらの一番最初の増額分をそれ以上の負担を被保険者に課すと、先ほど委員がおっしゃったように、やはり負担が大きすぎて、保険のメリットを感じなく未納者が増えていくと本末転倒なので、そこをうまくやっていただけたらと思います。

私の意見は以上です。

会 長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

ます。

委員： 令和8年度国民健康保険税率改定案について私の考えを申し上げます。今回の改定は、府中市の健康保険制度の維持を確保するために避けて通れない、しかし、痛みを伴う決断であると認識しております。

まず現状を確認しますと府中市の国保財政は非常に厳しい構造的な課題を抱えております。

12月4日の前回第2回の運営協議会で事務局からご説明にあった通り、高齢化の進展による医療費水準の高さ、そして国保加入者の所得水準の低さが重なり、保険料だけでは必要な医療費を賄えておりません。その結果赤字を埋めるために法定外繰入金は26市の中で最も突出しております。さらに深刻なことに令和6年度の決算では、近年最大となる約36億7千万円までに膨らんでしまいました。

この状況を放置することはできません。国保制度は市民の皆さんが安心して生活するための社会保障の根幹です。この制度を将来にわたって維持するために、国や東京都からの指導に従い、健全化計画を着実に実行する必要があります。今回健全化目標年度を令和24年度から令和17年度へ前倒しする方針が示されたことは、財政再建への強い意志を示すものとして評価いたします。

そして、令和8年度からは国全体で創出される子ども・子育て支援金制度への対応も必要となり、これによる課税項目の追加も避けられません。

これらの要因を総合的に見ると、今回の段階的な税率改正は、市民の皆様への新たなご負担をお願いする形になりますが、制度崩壊を防ぎ、市民の皆様の安心を守るためのやむを得ない措置であると認識をしております。

よって事務局案に賛成したいと思います。以上でございます。

会長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

委員： 国民健康保険税の改定案に賛成をいたします。

その上で先ほど委員からもお話があったように、入ってくる部分はこれで賛成ですけれども出ていく部分というのをもう少し中身を考えていただきたいなというふうに思うのと、まず予防という意味で本当にその辺のところが大事成らなってくると思います。健康で長く、ある程度の収入を確保していただいた上で、しっかりと保険税も納めていただいた上で健康で生き生きとした生活を送っていただくことを望みます。

その上で、一つ気になっている点があります。最近歯科の方の検診は、なぜか知りませんが5年に1回という形になってしまっているみたいです。最近テレビでは歯科の歯周病予防がいろいろな病気の予防に対して有効であるというふうなお話が上がっておりますので、ここの部分のところも含めて、もう一度よく検討をしていただければなというふうに思っておりますので、事務局の方もそんなところをよろしく願いいたします。

以上です。

会長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

委員： 今回のですね、改定案に関しましては賛成をいたします。

資料2の2-2ではなくて2の方ですね、毎年ではなくて2年に1回という改定で適当ではないのかなというふうに思います。前回確か令和5年のときに2年ごとに上げていくというふうなプランを立てられたかと思います。そのときにこの考えたといいますか決めた、この2年に1回という流れを基本的にそのまま踏襲するような形で、その方がわかりやすいですし、市民への負担感という意味でも適当なのではないかなというふうに考えております。

増額の1.02%とあとの8千800円ですか、均等割8千800円の方

の合計の金額の絶対的な金額としては決して低いものではないですし、それなりにやはり所得が低い方々への影響ってというのはあるのかなというふうに考えますが、府中市全体で見るとですね、いただいた資料を拝見しますと、1人当たりの総所得、多摩地区ですけれども、これ8位と比較的高い方である一方で、同じくですね、1人当たりの健康保険税の課税額これは24位ということで、割と負担が低いような形になっております。

他の市に比べてですね、比較的負担が低いという形になっているのかなというふうに思います。

一方でですね、都からの方針ということもあってこの赤字繰入は圧縮するというふうな方針がございますのでそちらも睨んでですね、今回の事務局の方々の方でですね、今回のようなご提案をいただいたのかなというふうに思います。

内容としてはこれで妥当なのではないかと思ひ賛成というふうにいたします。以上でございます。

会 長： 貴重なご意見ありがとうございました。

「税率等の改定は適当である」との意見と承りました。ありがとうございます。

皆さんありがとうございます。

全ての委員の皆さんのご意見をいただきましたので、ただいまの結果について事務局の方で集計を行いますので、しばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

私から特に意見を申しあげる立場ではないんですけども、ただいま委員の方からもありましたように、26市の比較の中でやはり府中市はかなり1人当たりの負担額が低い状況になっておりますし、逆に、一般会計の繰入1人当たりの額からいうとこれまでずっと一番多く繰入してきたというふうな経緯もありますので、そういう点については今後、市民にもわかりやすく説明できるような形をとっていただければということだけお願いをしておきます。

[事務局で集計]

会 長： それでは集計が終わりました。

皆様貴重なご意見をありがとうございました。

出席者の中で出た意見といたしましては、税率改定等は適当であるという意見が10名全員でございました。

また、欠席委員のうち、事務局にメールでご意見をいただいた委員は、事務局案に概ね賛成が2名、反対が1名でありました。

以上の結果を踏まえまして、概ね税率等の改定は適当であるとの意見でありましたので、その他のご意見につきましては、反映できるものは、附帯意見等としてまとめ、市長への答申案を会長の私と事務局で作成したものを次回の本協議会でご提示させていただき、答申案について皆さんのご意見をいただくということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。

異議がないということですので、それでは、日程第2の「国民健康保険税率等のあり方について」は、次回、第4回の本協議会で答申案をご提示することといたします。

続きまして、日程第3の「その他」についてを議題といたします。事務局、何かありますか。

給付係長： 次回の運協についてでございますが、第4回の運協を年明けの1月8日13時半から、会場は今回と同じ府中市役所おもや4階第1特別会議室で、開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

会長： 年明け1月8日に開催を予定しております第4回の運協は、諮問に対する答申書案をお出しする予定ですので、よろしくお願いいたします。

他に何かご質問などございますでしょうか。

委員：先ほど言い忘れたのですが、国保の金額等が市民に配布されますよね、手紙で、あれの中で値上がりすることについて、その意義だったりとかっていうのもっとわかりやすく書き記してもらうような努力を事務局の方にはしていただきたいなというふうに思いますので、そこも併せて意見として追加をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長：ありがとうございます。
事務局よろしいですか。何かございますか。
よろしいですか。

それでは、そのようなご意向は皆さん一緒だと思いますので、できるだけ市民にわかりやすく説明できますようよろしく願いいたします。

他に何かご発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは特に他にないようでございますので、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第3回府中市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。